

柏崎市社会福祉協議会の会員に入会しませんか

柏崎市社会福祉協議会では、本会の特別会員に入会していただいた事業所・団体様への特典として、本会が発行している「福祉のひろば」とホームページへの広告掲載を行います。

次により、広告主様を募集しています。

▼掲載規格等（1 枠）

（1）広報紙「福祉のひろば」

- ①掲載場所 表紙と裏表紙以外で、中面の最下段
- ②掲載サイズ 縦60mm×横90mm
- ③色 数 2色（広報紙と同色）
- ④その他 完全電子媒体データで提出してください。

（2）本会ホームページ「URL <http://www.syakyou.jp/>」

- ①掲載場所 トップページ右段のお知らせコーナーの下
- ②掲載サイズ 縦100ピクセル×横175ピクセル
- ③形式 GIF、JPG（アニメーション、フラッシュ不可）
- ④容量 5KB以内
- ⑤その他 完全電子媒体データで提出してください。

▼広告掲載等

（1）広報紙「福祉のひろば」

会員の種類	掲載の回数	金額（円）
特別会員（1）	年間6回発行のうち1回掲載	15,000 （年会費3000）
特別会員（2）	年間6回発行のうち3回掲載	40,000 （年会費8000）

（2）本会ホームページ

会員の種類	掲載期間	金額（円）
特別会員（3）	3か月間	15,000 （年会費3000）
特別会員（4）	1年間	50,000 （年会費10000）

▼広告掲載基準

以下に該当するものは、掲載できません。

- ①法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- ②公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

- ③人権を侵害し、又は侵害する恐れのある者
- ④政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これに類するもの
- ⑤あたかも本会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与えるもの
- ⑥誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- ⑦美観風致を害するもの
- ⑧公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ⑨アニメーション、ロールオーバー他画像が変化するもの
- ⑩著しく営利性を帯びたもの
- ⑪前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として会長が適当でないと認めるもの

▼申し込み方法

関連書類にある「柏崎市社会福祉協議会広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、掲載希望の広告見本（電子媒体データ）を添えて、直接または郵送で、地域福祉係に申し込みください。

▼その他

その他詳細は、関連書類「社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会広告掲載要綱」をご覧ください。

関連書類

[社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会広告掲載要綱（pdf 159KB）](#)

[柏崎市社会福祉協議会広告掲載申込書（pdf 120KB）](#)

【問い合わせ・申し込み】

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係

〒945-0045 新潟県柏崎市豊町3-59

電話：0257-22-1411 FAX：0257-22-1441

MAIL：ks-14@syakyou.jp URL：<http://www.syakyou.jp/>